

鹿屋体育大学学内共同教育研究施設の長等の任期の特例に関する規則

平成31年1月16日
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿屋体育大学（以下「本学」という。）の円滑な運営を図るために、国立大学法人鹿屋体育大学通則（平成16年規則第1号）第35条から第43条まで、及び鹿屋体育大学系規則（平成23年規則第1号）（以下「通則等」という。）に規定されるもののうち、次の各号に掲げる役職等の任期の特例について定める。

- (1) 学内共同教育研究施設の長及び保健管理センター所長
- (2) 系主任及び系副主任
- (3) 常任委員会、専門委員会及び小委員会の委員
- (4) 学内共同教育研究施設及び保健管理センターの兼務教員

2 前項に規定するもののほか、本学の規則等により設置された室等の構成員についても、同様に取り扱うこととする。

(任期の特例)

第2条 前条に規定の役職等については、通則等に基づく規則等の定めにかかわらず、任命の始期が平成31年4月1日とするものに限り、任期は1年とする。

(在任期間の通算)

第3条 前条の規定に基づき任命された役職等の任期については、在任期間に通算しないものとする。

(この規則により難い場合の措置)

第4条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合には、あらかじめ学長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。